

## 郵 送 手 続 依 頼 書

郵送での相続手続を依頼します。つきましては、相続人等であることの確認資料として、つぎの書類を送ります。

### 記

- ① 相続についてのお伺い（兼相続手続開始報告書）
- ② 被相続人の死亡の事実が確認できる戸籍謄本（注）
- ③ 被相続人との関係がわかる以下の書類

被相続人との関係	確 認 書 類
相続人	・ 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本（注）（上記②を含む） ※相続人が兄弟姉妹の場合は被相続人の両親それぞれの出生から死亡までの戸籍謄本（注）も必要
遺言執行者・受遺者	・ 遺言書の写し ※自筆証書遺言の場合は検認済証明書も添付
相続財産清算人	・ 審判書謄本

- ④ 本人確認資料（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し

**（注）法務局で発行する法定相続情報一覧図を提出する場合は戸籍謄本の提出不要**

以上

#### 当行への連絡事項

（相続手続についての要望事項等がございましたら、自由にご記載ください）